

別記 1

地域医療勤務環境改善体制整備事業

1 目的

医師労働時間短縮計画に基づき、特定労務管理対象機関の指定（または指定を受ける予定の）医療機関が実施する勤務環境改善に係る取組に助成することにより、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていく。

2 対象事業

（１）に掲げる医療機関のうち地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関が行う（２）の事業を対象とする。

（１）対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって「４ 交付要件」を満たすもの。ただし、診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

- ① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件以上 2,000 件未満である医療機関
- ② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上の医療機関
 - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、５疾病６事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④ その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
 - ※ ①及び②の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している直近４月から３月までの１年間における実績とする。

（２）対象事業

医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

3 補助対象経費

「２（２）対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

4 交付要件

次の（１）～（４）のいずれをも満たすこと。

- （１） 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- （２） 年の時間外・休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。
- （３） 特定労務管理対象機関の指定（または指定を受ける予定の）医療機関であること。未指定の医療機関の場合は医療機関勤務環境評価センターの評価を受審済みであること。
- （４） 特定労務管理対象機関においては、「医師労働時間短縮計画」を G－M I S に登録すること。
- （５） 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

5 算定方法等

- （１） 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。２（１）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。）１床当たり基準単価を 133 千円とする。なお、報告している病床数が 20 床未満の場合は、20 床として算定する。ただし、面接指導実施医師が、３人以上又は特定対象医師 10 人当たり 1 人以上いる場合には 1 床当たり基準単価を 266 千円とする。
- （２） 基準単価に当該病床数を乗じて得た額を補助額の基準とし、３の経費の支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （３） （２）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。
- （４） （３）の補助基本額に資産の形成につながる費用（医療法人会計基準若しくは病院会計準則に基づいて作成する貸借対照表等で有形固定資産又は無形固定資産として計上されるもの）は補助率 9/10 を乗じて得た額、資産の形成につながらない費用は補助率 10/10 を乗じて得た額をそれぞれ補助所要額とし、その合計額を交付額と

する。（算定された額に、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）

ただし、補助所要額の合計額は（３）の補助基本額を超えないこととする。また、資産形成の有無で分けたそれぞれの補助基本額は総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額もしくは３の経費の支出額の少ない方の額を超えないこととする。